⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数
7　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
8　資格の有効期間
資格認定の日から令和11年３月31日までとする。
9　その他
⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。
①　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合。
②　申請者が１⑬に掲げる維持修繕工事につき申請をする場合において、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請をする場合。
③　申請者が経常建設共同企業体である場合。
④　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。
⑤　申請者が協業組合・企業組合である場合において４⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑥及び⑦に掲げる書類を提出するとき。
⑥　申請者が⑶に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。
⑦　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。
⑧　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。
⑸　次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。
申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度において本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の所掌する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和８年10月22日
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三輪　正稔
◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28
○本州四国連絡高速道路株式会社公示 2026 年第７号
1　申請を受付ける工事種別及び業種区分
⑴　建設工事
建設工事の工事種別は、次のとおりとする。（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。）
①　土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　鉄筋工事　タイル・れんが・ブロック工事　解体工事）
②　鋼橋上部工工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）
③　ＰＣ橋上部工工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　解体工事）
④　舗装工事（舗装工事）
⑤　建築工事（建築一式工事　大工工事　左官工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　屋根工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　建具工事　鋼構造物工事　清掃施設工事　防水工事　解体工事）
⑥　電気工事（電気工事）
⑦　受配電設備工事（電気工事）
⑧　通信工事（電気通信工事）
⑨　遠方監視制御設備工事（電気通信工事）
⑩　交通情報設備工事（電気通信工事）
⑪　管工事（管工事　水道施設工事　熱絶縁工事　機械器具設置工事）
⑫　機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事　清掃施設工事）
⑬　トンネル非常用設備工事（消防施設工事）
⑭　トンネル換気設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）
⑮　塗装工事（塗装工事）
⑯　造園工事（造園工事）
⑰　道路付属物工事（土木一式工事　建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　機械器具設置工事　解体工事）
⑱　保全土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　舗装工事　板金工事　防水工事　内装仕上工事　造園工事　解体工事）
⑲　保全施設工事（建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　電気工事　管工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事　内装仕上工事　機械器具設置工事　熱絶縁工事　電気通信工事　建具工事　水道施設工事　消防施設工事　解体工事）
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次のとおりとする。
①　地質・土質調査
②　測量
③　土木設計
④　海中構造物設計
⑤　機械・船舶設計
⑥　建築設計
⑦　造園緑化設計
⑧　その他の調査・設計
⑨　現場技術業務
2　申請の時期及び場所（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務共通）
⑴　定期の競争参加資格の申請
①　インターネット方式の場合　令和８年11月２日から令和８年12月28日までに次のアドレスにアクセスしてパスワードを申請